

広島県営鞆町鍛冶駐車場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二号

広島県営鞆町鍛冶駐車場管理規則の一部を改正する規則

広島県営鞆町鍛冶駐車場管理規則（平成二十八年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

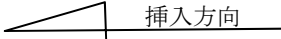
（料金の減免）

第八条 条例第十一条の規定により、知事は、次の各号のいずれかに該当する者が、自ら自動車を運転し、又は介護者の運転する自動車に同乗して駐車場を利用する場合は、料金の額の二分の一に相当する額（十円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）を減額する。ただし、回数券又は定期券による利用の場合は、この限りでない。

- 一 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 二 戦傷病者手帳の交付を受けている者
- 三 療育手帳の交付を受けている者
- 四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 五 その他知事が別に定める者

2 前項の規定により料金の減額を受けようとする者は、当該料金を收受する施設において、同項各号のいずれかに該当することを証する書類を提示しなければならない。
別記様式第五号を次のように改める。

様式第5号（第2条，第3条，第4条関係）

	定期券
24時間	
(有効期限内の年月日（一日分）を印字)	
広島県宮鞆町鍛冶駐車場	

注) 用紙の大きさは，縦5.7cm，横8.5cmとする。

(裏面)

- 注意事項
- ・ この券は，広島県宮鞆町鍛冶駐車場の定期券です。
 - ・ 駐車場に空きがない場合は，入庫をお待ちいただくようになります。
 - ・ カード式駐車料金精算機に限って利用できます。
 - ・ 1枚1回に限り使用できます。
 - ・ 折り曲げたり，汚したり，磁気に近づけたりしないでください。
 - ・ 原則として，払戻しはできません。
 - ・ 駐車場内における事故，紛失，盗難等に対しては，責任を負いません。
盗難防止のため車に施錠してください。

注) 用紙の大きさは，縦5.7cm，横8.5cmとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の広島県営鞆町鍛冶駐車場管理規則（以下「新規則」という。）
第八条の規定は、広島県営鞆町鍛冶駐車場を利用する者がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に自動車を出庫する場合について適用する。

3 この規則の施行の際現に発行されているこの規則による改正前の広島県営鞆町鍛冶駐車場管理規則別記様式第五号による定期券であつて、施行日以後の日付が印字されているものは、新規則別記様式第五号による定期券とみなす。